

燕市印鑑条例の一部改正について

燕市印鑑条例（平成18年燕市条例第15号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月20日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市印鑑条例の一部を改正する条例

燕市印鑑条例(平成18年燕市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第5条第3項中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を加え、「片仮名表記」を「カタカナ表記」に改める。

第6条第1項第6号中「片仮名表記」を「カタカナ表記」に改める。

第11条第1項第3号中「片仮名表記」を「カタカナ表記」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

第12条第4号中「片仮名表記」を「カタカナ表記」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の燕市印鑑条例の規定により印鑑登録を受けている者は、この条例による改正後の燕市印鑑条例の規定により印鑑登録を受けたものとみなす。